

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習
会の講師運営要綱

平成29年 2月22日

保安第1912号

警察本部長

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習
会の講師運営要綱の制定について（通達）

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師の委嘱等に関する規程（平成29年埼玉県公安委員会規程第2号）第5条の規定に基づき、別添のとおり猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師運営要綱を制定し、平成29年2月22日から実施するから、誤りのないようにされた
い。

別添

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師の委嘱等に関する規程（平成29年埼玉県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師（以下これらを「講師」という。）の委嘱等のほか、講師の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 保安課長の職務

生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、講師制度の効果的運営及びその適正な実施を図るため、当該制度の総合的運営、関係機関団体との連絡調整及び講師の活動実態の掌握を適切に行うとともに、その活動に関し必要な次に掲げる事項を教養するものとする。

- (1) 講師としての心構え
- (2) 守秘義務
- (3) 活動上の注意
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、活動に関して必要な事項

第3 委嘱

- 1 保安課長は、国家公安委員会が指定する指定法人等が届け出た者の中から、講師として適任と認められる者に対し、講師を委嘱するものとする。
- 2 保安課長は、講師を委嘱する場合は、本人に委嘱状（別記様式第1号）を交付するものとする。
- 3 委嘱期間は、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師にあつては2年、年少射撃資格の認定のための講習会の講師にあつては5年とし、再委嘱を妨げないものとする。
- 4 講師の定数は、それぞれ3人とし、講師に欠員が生じた場合は、速やかに補欠の講師を委嘱するものとする。この場合において、補欠の講師の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

第4 謝金

講師には、別に定める基準により、謝金を支給する。

第5 解嘱

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、講師が規程第3条第1項の規定に該当すると認められた場合は、解嘱具申書（別記様式第2号）に疎明資料を添えて保安課長を経て埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に当該講師の解嘱を具申するものとする。
- 2 保安課長は、公安委員会の聴聞に付することが決定された場合は、聴聞の実施について（別記様式第3号）に、聴聞通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）別記様式第6号）及び聴聞通知受領書（別記様式第4号）を添えて署長に通知するとともに、聴聞実施日の1週間前までに公安委員会の掲示板に公示すること。
- 3 署長は、前記2の通知を受けた場合は、聴聞を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、聴聞期日の1週間前までに聴聞通知書を交付し、同通知書の備考欄及び裏面記載の留意事項を教示するとともに、聴聞通知受領書の提出を受けること。

なお、当事者が所在不明で聴聞通知書を交付することができないとき又は当事者が期日の変更を申し立てたときは、保安課長に連絡すること。
- 4 保安課長は、当事者が所在不明等のため聴聞通知書を交付できないとの連絡を受けた場合は、公示送達書（別記様式第5号）により、聴聞実施日の4週間前までに公安委員会の掲示板に公示すること。
- 5 当事者が弁明を口頭とする旨を申し立てた場合は、銃砲刀剣類許可事務担当者のうち主任以上の職にあるものに弁明調書（聴聞規則別記様式第17号）を作成させること。
- 6 当事者から行政手続法（平成5年法律第88号）第29条第1項に規定する弁明書が提出された場合又は弁明調書を作成した場合は、速やかに当該書類を保安課長に送付すること。
- 7 保安課長は、聴聞を実施し、講師の解嘱を公安委員会が決定した場合は、速やかに行政処分について（別記様式第6号）に解嘱通知書（別記様式第7号）及び解嘱通知受領書（別記様式第8号）を添えて署長に通知すること。この場合において、被処分者が所在不明等のため解嘱通知書を交付することができないときは、当該解嘱通知書を保管し、当該被処分者の所在不明等の判明から1年を経過したものは、処分不能事案として取り扱うこと。
- 8 署長は、前記7の通知を受けた場合は、速やかに解嘱通知書を行政不服審査法（平成26

年法律第68号)第82条第1項及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条の規定に基づき、解囑通知書裏面記載の審査請求及び取消訴訟に関する事項を教示の上、被処分者等に公布するとともに、解囑通知受領書の提出を受け、これを保安課長に送付すること。この場合において、被処分者が所在不明等のため解囑通知書を交付することができないときは、保安課長に速報し、同通知書に報告書を添付して返送すること。

- 9 保安課長は、講師に解囑の通知を行ったときは、前記第3の1の指定法人等に通知するものとする。

第6 聴聞

聴聞の主宰者は、原則として保安課長とし、保安課長に事故がある場合は、生活安全部保安課の警視の階級(相当職を含む。)にある職員をもって充てるものとする。

第7 辞職

- 1 保安課長は、講師から辞職の申出があった場合又は講師が死亡した場合は、辞職承認具申書(別記様式第9号)により、公安委員会に対し、速やかに辞職の具申をするものとする。
- 2 保安課長は、公安委員会が講師の辞職を承認する場合は、辞職承認書(別記様式第10号)を交付するものとする。
- 3 保安課長は、辞職承認書の交付を行った場合は、前記第3の1の指定法人等に通知するものとする。

実施日

- 1 この通達は、平成29年2月22日から実施する。
- 2 この通達実施の際、現に銃砲刀剣類所持許可等事務取扱要領及び猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習及び空気銃の使用の方法に関する講習を行う者に対する報償金の支給基準等についての一部改正について(平成29年保安第1914号)による改正前の銃砲刀剣類所持許可等事務取扱要領(平成19年生環一第15号)の規定により委嘱されている講師は、この通達の規定により委嘱された講師とみなす。

実施日(令和3年3月16日務第512号)

- 1 この通達は、令和3年3月16日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

委 嘱 状

殿

あなたを 講習会の
講師に委嘱します

任期は 年 月 日までとします

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

生安第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

解 嘱 具 申 書

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師

次の について、解嘱を具申します。

年少射撃資格の認定のための講習会の講師

記

氏 名 年 齢	
解 嘱 事 由	
備 考	

(注) 1 該当する にレ印を付すること。

2 必要により疎明資料を添付すること。

別記様式第3号(第5関係)

保安第 号

年 月 日

警察署長 殿

生活安全部保安課長

聴聞の実施について(通知)

被聴聞者

上記の者に対する行政処分について、次のとおり聴聞が行われることになったから、別添聴聞通知書を被聴聞者に遅滞なく交付し、聴聞通知受領書を徴して送付願います。

記

1 日 時

年 月 日 時 分

2 場 所

聴聞通知受領書

年 月 日付け 第 号の聴聞に関する通知書を受け取りました。

年 月 日 時

埼玉県公安委員会 殿

住所

氏名

次のいずれかの番号を で囲んでください。

1 私が出席します。

ただし、何の連絡もしないで出席しなかったときは、欠席のまま処分を決定してください。

2 代理人を出席させます。

ただし、何の連絡もしないで出席しなかったときは、欠席のまま処分を決定してください。

3 欠席します。

欠席のまま処分を決定してください。

別記様式第5号（第5関係）

埼玉県公安委員会告示第 号

公 示 送 達 書

被送達者

住所	氏名	発送日	番号

上記被送達者の 年 月 日付け 第 号

の下記書類については、埼玉県警察本部生活安全部保安課に保管してあるから、出頭の上、その交付を受けられたい。

年 月 日

埼玉県公安委員会委員長

（注）1 上記書類を受領しないときは、 年 月 日をもって、法律上、当該書

類の送達を完了したものと見なす。

2 上記書類を保管する機関の所在地及び連絡先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察本部生活安全部保安課

電話番号 048 832 0110 内線（ ）

別記様式第6号(第5関係)

保安第 号

年 月 日

警察署長 殿

生活安全部保安課長

行政処分について(通知)

住 所(所在地・名称)

氏 名(代表者等)

年 月 日の聴聞により、上記の者に対して別添解囑通知書写しのとおり行政処分が決定したから通知する。

別記様式第7号(第5関係)

(表面)

解 嘱 通 知 書

殿

講習会の講師の

委嘱を解いたので通知します

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解 嘱 通 知 受 領 書

年 月 日付け埼玉県公安委員会が発行する解嘱通知書を受け取りました。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

保安第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

生活安全部保安課長

辞職承認具申書

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師

次の について、辞職を具申します。

年少射撃資格の認定のための講習会の講師

記

氏 名 年 齢	
解 嘱 事 由	
備 考	

(注) 1 該当する にレ印を付すること。

2 必要により疎明資料を添付すること。

辞 職 承 認 書

殿

講習会の講師の辞職を
承認します

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

